

令和7年（2025年）4月21日

保護者各位

北海道工業高等学校長 諸橋 宏明

令和7年度4月以降の就学支援金制度（授業料無償化制度）に係る取扱いについて

（お知らせ）

晩春の候、保護者の皆様におかれましては、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国において、令和7年度からの高校授業料の実質無償化（以下「実質無償化」という。）に対応するため、現在の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）のほかに、新たに（仮称）「**高校生等臨時支援金**」（以下「臨時支援金」という。）の制度が設けられる予定です。この臨時支援金は、**就学支援金において所得制限で不認定となった場合でも、臨時支援金を申請し認定となった場合は、所得に関係なく年額分の授業料を納入する必要がなくなります（実質無償化）**。臨時支援金の申請手続きなどの詳細については現在、国で検討中であり、判明次第、別途お知らせいたします。また、申請の大まかな流れのほか、現在、就学支援金が不認定となっている方や申請を行っていない方等の4月以降の授業料納入の取扱いについては、次のとおりとなる予定ですので併せてお知らせいたします。

記

1 新1年生について

- (1) 全生徒に就学支援金の申請手続きをお願いしています。手続きが終了していない方は、大至急手続きをしてください。（手続きをしない場合、支援金の対象外となります。）
- (2) 就学支援金の認定期間は7月～6月ですので、令和7年7月分以降の就学支援金については、6月に再度手続きをお願いします。
- (3) 世帯年収が上限を超過し、就学支援金が不認定となった方は、「臨時支援金」の対象となりますので、手続きをお願いします。（申請時期に再度御連絡します。）

2 新2年生、新3年生について

- (1) 現在就学支援金の認定となっている方は、令和7年6月まで授業料のお支払いが不要です。また、7月以降の授業料については、6月に再度支援金の申請手続きをお願いします。
- (2) 現在就学支援金の認定となっていない方は、令和7年7月に臨時支援金を申請することにより令和7年4月分から授業料の支払いが不要となります。忘れずに手続きをしてください。
*令和7年4月分～6月分の授業料については、指定口座からの口座振替を中断する事務手続きをしていますので、御了承ください。（学校諸費は振替になります。）

3 その他

- (1) 臨時支援金のみを申請することはできません。
- (2) 在学期間が36月を超過した場合は対象外となります。
- (3) 就学支援金及び臨時支援金を申請しない場合は、月9,900円（年間118,800円）の支払が必要となります。
- (4) 学校諸費は就学支援金及び臨時支援金の対象外です。
- (5) 詳しい内容については、本校ホームページに掲載します。

（担当 事務室 米谷
電話 (011)727-3341）